

2024年6月26日
東洋スチレン株式会社

当社の品質等に関する不適切行為に係る再発防止対策の進捗状況について

東洋スチレン株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：石塚賢二郎、以下「当社」）は、2023年5月に公表いたしました「当社製品の第三者認証機関に対する不適切行為」につきましては、お客様をはじめとした関係先の皆さまに対しては、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、筆頭株主会社であるデンカ株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：今井俊夫）が設置いたしました外部調査委員会からの再発防止対策についての提言を真摯に受け止め、2024年1月から応急対策及び実効性のある再発防止対策の構築に着手し、一部運用開始をいたしました。2024年度末の完全実施を目指し対応しております。

今般、再発防止対策に対する現在の進捗状況について、以下の通りご報告申し上げます。当社は、従来より「企業倫理（コンプライアンス）」について重要視しておりましたが、この度の不適切行為を受けて、「コンプライアンス・ファースト」を掲げ、コンプライアンスの一層の強化を行い、再発の防止に努めるとともに、関係先様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

記

1. 再発防止対策進捗状況表（2024年6月現在） （次頁）

以上

【報道関係者からのお問い合わせ先】

管理本部 電話：03-3519-5600

【お客様からのお問い合わせ先】

営業本部 電話：東京03-3519-5602

大阪06-6221-4500

<再発防止対策進捗状況表> (2024年6月現在)

課題	実施項目	実施状況
(1) 規格及び認証制度に対する理解・手順書等の整備	◎各種規格及び認証制度を管理・統制する組織の明確化	2024年 4月 本社に品質保証部を設置
	◎各種規格及び認証制度の手続や要件を定めた手順書の整備（品質規格等管理規則（仮称）の制定）	2024年 4月 「品質規格等の管理に関する規程」を制定
	○各種規格及び認証制度の定期的教育	
	○研修の実施（プログラム策定と実行）	
	○最新規格の情報収集及び相互勉強会開催	
(2) 申請・製造・検査等に関する情報の記録・保存・管理	◎品質保証体制及び内部監査体制の実効性確保を目的に、各工場における情報の一元的な記録管理体制の構築（文書及び記録体系の見直し）	2024年 6月～ 君津工場「記録管理規則」の改訂作業中
(3) コンプライアンス意識の強化	◎社長からコンプライアンス・ファーストの強いメッセージの発信（社員への心理的安全性もアピール）	2023年12月 「コンプライアンス教育」を実施
	◎経営幹部のコンプライアンス意識強化・教育（人事評価項目に品質保証・コンプライアンス意識を追加）	2024年 2月 「品質監査教育」を実施 2024年 3月 社長メッセージを全社に発信
	◎品質コンプライアンスを徹底した社内規程の整備	2024年 4月～ 「倫理規定」「危機管理規定」の見直し及び「ビジネス行動規準」制定の検討を開始
	◎工場における品質コンプライアンス研修	2024年 5月 品質メッセージを全社に発信
	◎内部通報制度の積極的活用の周知と推進	
(4) 品質保証体制の実効性強化	◎各工場における品質保証部門の組織的独立性の確保	2024年 4月～ 「デンカグループ・品質保証ポリシー」適用に向けた社内体制整備のため、当社の「品質保証ポリシー」「品質問題対応ポリシー」「品質監査ガイドライン」制定の検討を開始
	◎株主の品質保証部門との連携強化	
	◎品質リスクアセスメント及び社長による品質マネージメントレビュー開催	2024年 4月 「設計開発規程」「上市規程」「変更管理規程」の改定
	○本社及び五井研究所のISO認証取得の検討	
	◎社内規程の総点検	2024年 5月～ 君津工場で制定した各規則の見直し開始
(5) 内部監査体制（強化）	◎独立性のある組織による各工場の品質監査の実施	(検討開始)
	○株主による工場監査の品質面のフィードバック	
	◎独立性のある組織による五井研究所の監査実施	
(6) 全社的な情報連携の強化	◎縦横の関係とも風通しの良い組織風土の確立	2024年 1月～ 風通しの良い組織風土確立に向けた各会議運営の活性化、部門内周知およびコミュニケーション充実に向けた取組みを推進中
	◎本部長連絡会及び執行役員連絡会の運営機能強化	
	○事業所懇談会及び幹部による職場パトロールの定期開催	2024年 1月～ 各連絡会の機能を強化して実施中
(7) 株主による連携・協力・管理	◎外部調査委員会再発防止策の提言を受け、持続的かつ実効的対策を実現するため、株主に対して指導及び協力の強化を要請	2024年 4月～ 当社改善対策における不足部分への指導、協力の要請を開始
(8) 取締役会・監査役会の実効性（強化）	◎取締役会にて本対応策の進捗状況の監督を含め経営課題を審議	2024年 1月～ 取締役会で経営課題の審議を継続実施中
	◎取締役の執行状況等を対象に業務監査の実効性を高めるため、監査役による監督・監査結果を記録化	2024年 6月 「監査役監査基準」の制定

※ 実施項目の◎は実施計画：◎ 2024年度から運用開始、○ 2024年度末運用開始